

## 落札後の手続きについて

落札された場合は以下の手続きが必要になりますので、本書を確認のうえ速やかに手続きを行ってください。

### 1 契約保証金の納付について

契約締結をするにあたって、契約保証金を納付していただく必要があります。

次の(1)又は(2)の方法により納付又は免除の手続きをお願いします。

#### (1)契約保証金の額・納付方法

- ・落札金額（入札金額×1.1）×9か月（R8年度の契約額）の100分の10以上の金額になります。
- ・納入通知書をお渡ししますので、金融機関で納付後、領収証書の写しをご提出ください。

#### (2)契約保証金の免除

次のいずれかの場合、契約保証金が免除となります。

(ア)損害保険会社と履行保証保険契約を締結する場合

（必要書類）

- ・契約保証金免除申請書
- ・履行保証保険証券（原本）

※履行保証保険証券は、以下の点を満たす必要があります。

- ・保険期間・・・契約締結日から契約期間満了日まで
- ・保険金額・・・落札金額（入札金額×1.1）×9か月の100分の10以上

(イ) 本件の契約締結予定日より過去2年の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した者であり、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

（必要書類）

- 契約保証金免除申請書
- 履行証明願にて当該団体から証明を受けたもの

※同規模とは、落札金額（入札金額×1.1）×9か月の8割以上になります。

※本店・支店又は営業所等が締結した契約についても対象となります。

#### (3)契約保証金の還付方法

納品完了（検査合格）後、返還請求書をご提出ください。

### 2 契約の締結について

契約保証金の納付（又は免除申請の承認）後、本市が掲示する契約書（2部）に取引印（業務委託契約等入札参加資格審査申請時に届け出た印鑑）を押印のうえ、ご提出ください。契約書は、後日市長印を押印のうえ1部をお渡しします。